

依頼書

小田原労働基準監督署 労災課課長倉本殿

この度、神奈川県労働局労災補償課の方に再度ご連絡させていただいた所、審査請求を行うにあたって、今回の休業補償申請、労災申請における、申請の不採用となった労働基準監督署の主張ないし経緯を文面にて頂きたくご連絡差し上げた次第です。審査請求書を提出するにあたり、労働基準監督署の主張を踏まえた上で審査請求書を提出すると良いとの事でお話を頂きましたので。

先日、教えて頂いた期日3月1日でしょうか期限が迫っておりますので依頼書が到着してから1週間以内には主張を記載した文面を頂けると助かります。

また、審査請求とは別に兼ねてからお話ししている今回の顛末等、上記労働局の方が資料を全て受け取って頂けるとの了解を得ましたので、ボイスレコーダーから協力者のLINEアプリのやりとりから、なぜこのような事態になったのか？という時系列でまとめた詳細と各関係機関とのやり取りに関しても全て提出させて頂きます。詳細はいずれ明らかになりますのでご心配なく。

申し訳ありませんが、期限がおしておりますので早めの回答を重ねてお願いいたします。

尚、回答いただけなかった場合や間に合いそうにない場合は回答いただけなかった旨を添えて審査請求書に記載させて頂きます。

野田頭 宜教